

シリーズ「職場での新型コロナウイルス感染症対策」

(その16) 抗原検査とは

『職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)』というものが国から出されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

医療従事者がいない事業場であっても、

体調不良を訴える従業員や、コロナ陽性の従業員の接触者に対して、

抗原検査を行うことが可能となった、ということだそうです。

このニュースを聞いて、「じゃあ、うちの会社でも抗原検査キットを買って使ってみようか」と考えがちですが、注意すべきことがあります。

●抗原検査とは？

医療従事者がいない事業場であってもできる抗原検査は、

陽性か陰性かを判定する簡易キットで、

鼻の孔に綿棒のようなものを突っ込むという手順があります。

妊娠検査キットのように、その場で検査結果が出ます。

自覚症状はないがウイルスを持っている、という人に対して検査をした場合、
正しく陽性とする率が低いようです。

つまり、自覚症状がない人がこの検査を受けて、結果が陰性だったとしても、
本当は感染しているかもしれないのです。

●今の鹿児島県で職場での抗原検査が必要？

医療がひっ迫していて医療機関で検査をしたくてもできないという時期・地域で、

かつ出勤後に自覚症状が出現した、という場合であれば、

医療従事者がいない事業場であってもできる抗原検査は、心強い味方となるでしょう。

ですが、現時点の鹿児島県下では、

必ずしも事業場に導入すべきとは言えないかもしれません。

体調が悪ければ、医療機関が十分対応してくれますし、

体調が悪くない人にとっては、従業員の陰性の証明として使えないからです。

また、抗原検査キットについては、

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

の13ページ目にあるように、薬事承認を受けたものを使うこととなっていますが、

ちまたで多く目にするものは研究用として売られているもので、

国が勧めているものではありません。

つまり、抗原検査キットを使うのなら個人の判断で、という結論になるのではないのでしょうか。